



クラウドクレジット株式会社

クラウドクレジット・ファンディング合同会社

2021年11月24日

## カメルーン中小企業支援プロジェクトおよび

## カメルーン農業支援ファンドに関するご質問につきまして

平素は格別のお引立てを賜り誠にありがとうございます。

標題のとおり、「カメルーン中小企業支援プロジェクト」シリーズおよび「カメルーン農業支援ファンド」シリーズの以下のファンド（以下「対象ファンド」）に関し、これまでに投資家様からよくいただくご質問につきまして、以下に当社（クラウドクレジット株式会社）の回答を付してまとめましたので、ご確認いただけますと幸いです。

対象ファンド：

カメルーン中小企業支援プロジェクト 2 号  
カメルーン中小企業支援プロジェクト 7 号  
カメルーン中小企業支援プロジェクト 8 号  
カメルーン中小企業支援プロジェクト 9 号  
カメルーン中小企業支援プロジェクト 10 号  
カメルーン中小企業支援プロジェクト 12 号  
カメルーン中小企業支援プロジェクト 13 号  
カメルーン中小企業支援プロジェクト 14 号  
カメルーン中小企業支援プロジェクト 15 号  
カメルーン中小企業支援プロジェクト 17 号  
カメルーン中小企業支援プロジェクト 18 号  
カメルーン中小企業支援プロジェクト 19 号  
カメルーン中小企業支援プロジェクト 20 号  
カメルーン中小企業支援プロジェクト 21 号  
カメルーン中小企業支援プロジェクト 22 号  
カメルーン中小企業支援プロジェクト 23 号  
カメルーン中小企業支援プロジェクト 24 号

## カメルーン中小企業支援プロジェクト 25 号

- 【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 1 号
- 【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 2 号
- 【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 3 号
- 【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 4 号
- 【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 7 号
- 【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 8 号
- 【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 9 号
- 【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 10 号
- 【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 11 号
- 【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 12 号
- 【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 13 号
- 【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 14 号
- 【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 15 号
- 【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 16 号

- カメルーン農業支援ファンド 1 号
- カメルーン農業支援ファンド 2 号
- カメルーン農業支援ファンド 3 号
- カメルーン農業支援ファンド 4 号
- カメルーン農業支援ファンド 5 号
- カメルーン農業支援ファンド 6 号

### (質問 1)

2019 年にカメルーン現地におけるトレードファイナンス取引（以下「TF 取引」）の回収率が 100%を超えていると報告されていたものの、最終的には回収率はかなり低いものとなった理由を説明してほしい。

### (当社回答 1)

以下の 4 つの原因により、投資家様に保有をいただいておりますファンドの元本が毀損いたしました。

#### 1. TF 取引の回収不能

当社は Ovamba 社グループから対象ファンドの該当号について、基本的に TF 取引の回収は好調という報告を、具体的な与信先の社名と回収金額を含めて受けていました。

しかしながら、2019年7月に6つのTF取引の回収活動の終了の報告を受けて以降、TF取引の未回収残高や回収活動の終了についての報告が2020年、2021年にかけて頻繁に変化するようになり、最終的に対象ファンド全体を通じて117件のTF取引について、計約230万ユーロがOvamba Cameroon Solutions Sarl（以下「Ovamba社」）に返済されていなかった旨の連絡を受領いたしました。

その中で、当社はOvamba社グループから定期的にTF取引の状況について報告を受領していましたが、当該報告において回収状況の報告が網羅的なものになっておりませんでした。

そのため、2019年7月以降、Ovamba社グループがTF取引の回収を順次終了していく中で、当社は正常に返済をなされていると認識していたTF取引が突然回収不能として回収活動が終了されて元本欠損が生じるということを当社が新たに把握するということが2020年以降にみられました。

具体的には2019年7月にOvamba社から6つのTF取引の回収活動の終了の報告を受けて以降も2019年11月には計16件、12月には45件と、回収活動の終了を決定した取引の数が、回収長期化・係争・回収不能などを事由として段階的に増えていきました。上記のようなTF取引の実態を反映させた結果、ご報告についても変化していきました。

## 2.Ovamba社によるTF取引の債権回収に要した費用

当社は2020年2月にはじめてOvamba社グループから、TF取引につき、上記のデフォルトによる回収率の低下に加え、多大な債権回収費用が発生しており、当該回収費用がOvamba社のPan Africa Investment Funding Limited PCC（以下「本件債務者」）に対する支払額から控除される結果、大きく元本割れしてしまう旨の報告を受領いたしました。

その後、2020年3月、4月と回収費用額は増加し、また2021年4月の先方からの報告書においても回収費用額は増加、最終的には1,716,718.88ユーロの債権回収費用が収受されたとの報告を受領しています。

## 3.Ovamba社による債務不履行

今回本件債務者から対象ファンドのために送金された金額は、2021年7月9日にOvamba社グループから提出された区分経理表および回収費用一覧に記載されている対象ファンドへの分配金額の総額よりも小さく、その差額分については、Ovamba社の債務不履行と認識と認識しており、その分、最終的な回収率が低下いたしました。

## 4.当社側の回収活動に要した費用

当社は、対象ファンドの回収活動を、2019年12月から開始いたしました。以後2020年、2021年と、回収を継続し、最終的には2021年8月11日に対象ファンドの回収活動を終了する旨を当社投資管理委員会で決定、翌8月12日に経営会議で、翌8月13日に取締役会で、それを承認するまで実施してまいりました。

上記に関わる費用は対象ファンドの匿名組合契約第5章に従い、それぞれのファンド財産から収受を

されるものとされております。

以下、当社の回収活動でかかった費用の明細を示しております。

年ごと・費目ごとの当社回収費用（単位：EUR）

年	人件費	出張旅費	弁護士報酬	その他諸経費	計
2020	5,477.65	6,096.85	37,489.02	4,130.60	53,194.12
2021	0.00	0.00	50,489.76	0.00	50,489.76
計	5,477.65	6,096.85	87,978.78	4,130.60	103,683.88

### （質問2）

カメルーン・ファンド・シリーズを通じて 1,716,718.88 ユーロの Ovamba 社の回収費用をクラウドクレジット社が承認する理由を教えてください。

### （当社回答2）

当社では、Ovamba 社グループから回収費用についての報告がはじめてなされた 2020 年 2 月以降、先方に対してそれについての証拠の提出を求めてまいりました。

当初は先方から提出を受けた証拠（領収書等のコピー）にカメルーン国内での回収活動に関係しないと思われる航空機（国際線）のチケット代や職員のオフィスでの夜食代などが含まれており、また、費用全額分の証拠が提出されたわけではありませんでした。そこで、当社は Ovamba 社グループが TF 取引の回収活動と関係のない費用をファンド財産から収受しているのではないかと疑い、費用全額または大部分について、TF 取引の回収費用であることが確認できる証拠の提出がなされない限り、Ovamba 社グループが TF 取引の回収費用と主張するものを当社は認めないという立場を取ってまいりました。

そのなかで、2021 年 4 月 13 日、当社は Ovamba 社グループから全 TF 取引の回収費用の明細を受領いたしました。

上記明細および 2020 年に提出を受けていた領収書等のコピーを突合したところ、国際線のチケット代や職員のオフィスでの夜食代といった明らかに TF 取引の回収とは関係ないであろうと思われるものは全件明細に入っておらず、その一方で提出を受けている証拠については上記明細の内容と合致いたしました。

これを受け、上記明細において一部不自然な点はあるものの、その真実性を覆す事実もないことを踏まえ、対象ファンドの該当号に関わる回収費用については、Ovamba 社グループが提出した明細に基づき各ファンド号に対して負担を振り分けております。

### （質問3）

対象ファンドシリーズについて本来行うべきレベルでの管理ができていなかった場合、クラウドクレ

ジット社に原因があつて投資家が損失を被ったことになるかと認識しているか。また、クラウドクレジット社が原因であれば、投資家に対して損失補填や別の方法でお詫びすべきだと思うが、仮にこれができないのであれば理由を教えてください。

### (当社回答 3)

対象ファンドにおいて大きな損失が生じた点につきましては、誠に遺憾であると認識しております。当社としては、対象ファンドの運営状況について問題点がなかったか、改めて調査・検討を行い、これを踏まえて当社のファンド運営におけるモニタリング・プロセスについてさらに見直し、改善を進めております。他方、この調査・検討を行った中で、当社グループにおいて法令違反と評価し得るような行為は発見されておらず、そのため、法令上、お客様に対する損失補填を行うことは許容されていないものと考えております。

### (質問 4)

Ovamba 社グループによる詐欺だったのではないか。

### (当社回答 4)

当社では 2019 年 12 月末以降、Ovmaba 社グループの大規模な不正の可能性も含めて調査を行ってまいりました。その結果、

- TF 取引については、当社が本件債務者への貸付を開始した 2016 年からの回収率（当社参加分）が 62%（Ovamba 社グループによる債権回収費用控除後。控除前は 79%）となっており、資金が消失したとまでは言えないものの全体としてパフォーマンスが良かったとも言えない
- 当社に対して回収状況の詳細が未報告であった取引が多く、それらの多くが元本割れしたことは、当社グループから新しい資金が届かなくなることがないように報告を怠った疑いは存在する。ただし、Ovamba 社グループは、もともと事業規模が小さかったところ、カメルーン国内において社会・経済的な混乱が起きたことにより回収状況が芳しくないトレードファイナンス取引が増加して事務が追いつかなくなってしまった、意図的ではないと主張している。
- そもそもカメルーンで現地中小企業と TF 取引を行っている実態すらなかったということはない（当社にて現地調査会社を雇用しての調査も実施）
- 区分経理表を中心とした管理体制は実務のスピードに追い付いていなかったものの、紙ベースを中心とした各種取引の証跡の保管は行っており 2021 年に入ってそれらを区分経理表に落とし込んで当社に提出を行った

（主に 2020 年 2 月の当社役職員の Ovamba 社カメルーン法人の現地オフィス実査で確認）

当社では上記のように事実認定を行っており、Ovmaba 社グループの事業自体に実態がなかった、詐欺であったとは認識しておりません。

#### (質問 5)

2021 年 8 月の月次レポート※内の記述で「ファンド事業とは別途独自に調査を実施いたします」とあるが、具体的にどういうことか。もう既に金額の認識相違等で Ovamba 社グループへの疑念は発生していると思うが、調査は行わないのか。

※2021 年 8 月の月次レポートはこちら ( <https://platform.crowdcredit.jp/operation/entry/1769/19> ) をご確認ください。

#### (当社回答 5)

当社では、2021 年 8 月の本報告においてお伝えしておりますとおり、回収活動を終了する旨決定いたしました。

一方で、当社が 2021 年 11 月現在において認識しているのと異なる事実を今後もし検知することがあれば、当社にて独自にその事項について調査を行い、追加の回収活動を行うことに意味があると判断し実施する可能性もあると認識しています。

ただし、当社では 2019 年末から約 1 年 7 ヶ月にわたって Ovamba 社グループについて調査を継続的に行っており、そういったものがこれから出てくる可能性は極めて低いと考えております。

#### (質問 6)

今回ファンドは償還するが、独自に調査を進めていくなかで、仮に資金が回収できた場合、分配を行うのか、回収費用の取り扱いはどうなるのか教えてほしい。

#### (当社回答 6)

ご質問のようなことが起きた場合は、投資家様に回収に関してかかった費用を差し引いたうえで、当初の匿名組合契約に基づいたかたちで分配を実施させていただきます。ファンドを償還しても、その部分についての権利義務に変更はないと当社では認識をしております。

#### (質問 7)

2020 年 6 月時点の状況についての報告書に Ovamba 社グループによる違反行為等が記載されていたが、これはどうなったのかを説明してほしい。

#### (当社回答 7)

2020 年 6 月 2 日に当社が Ovamba 社グループの経営陣に対して送付を行い、同年 6 月の月次レポート※においてお客様にその内容をご報告したレターにおける当社の主張した事項につきましては、現状、以下のとおりとなっております。

※2020 年 6 月の月次レポートはこちら ( <https://platform.crowdcredit.jp/operation/entry/919/19> ) をご確認ください。

1.約 167 万ユーロの TF 取引債権回収費用について（注：2021 年 4 月 13 日に受領した債権回収費用の明細において、1,716,718.88 ユーロに改定）

2021 年 4 月 13 日、当社は Ovamba 社グループより、債権回収に関わる人件費およびその他の費用に分けた明細を受領いたしました。

その他費用については全件ではありませんが 2020 年に証跡の提出を受けており、当社ではその証跡と明細の突合を行い、矛盾している点、明らかに債権回収とは関係ない費用がファンド財産から収受された 1,716,718.88 ユーロには含まれていないことを確認いたしました。

それをもって、当社では当該明細に記載されているとおりに、各ファンド号に費用負担を振り分けております。

上記の人件費については、債権回収に関わる人権費およびその他の費用について一部疑問が残る部分はあるものの、その真実性を覆す事実もないこと、またその他費用との一貫性の観点から、当社では明細に記載のある通りに各ファンド号に当該費用の負担を振り分けさせていただきました。

2.約 55 万ユーロのカメルーン国外での与信取引について

先方からの説明は

- 資金決済上の問題に対応するため※1、当社へ事前に説明し許可を得たうえで行った※2

という主張から

- 当社の利回り水準に対する期待を満たすために行った  
と途中で変わっており、これまでに合理的な説明は受けておりません。

（※1.カメルーン共和国自体で国外送金が困難になっていた事象）

（※2.当社からは、そのような説明は受けておらず許可もしていない旨を反論しております）

当社では当該取引については本件債務者および Ovamba 社とのそれぞれ貸付契約および参加契約における権限外の取引にあたり、デフォルトした元本相当の金額の返還請求の訴訟を、貸付契約書の準拠法である米国ニューヨーク州法上の裁判所に提起することを検討いたしました。しかしながら、元本返還請求が認められたとしても、本件債務者が銀行口座内の資金を全額引き出したこと等の事情から、訴訟に要する費用が上回ってしまう回収金額を超過してしまうリスクが相当程度あるものと考え、訴訟の提起を行っておりません。

3.ファンド経理処理について

2021 年 1 月、当社が Ovamba 社グループの法務顧問との交渉を開始し、当法務顧問が本件についての

評価レポートを作成、当社は当該レポートを受領いたしました。そのなかで、Ovamba 社グループは、取引構造がもともと複雑なうえ、2017 年秋以降のカメルーンにおける国内紛争によって中小企業の返済遅延・不能が増加しキャッシュフローがさらに複雑化、その結果として経理事務が追い付かずと、区分経理を適時に的確に行うことはできなかつた旨を認めています。

なお、そのうえで 2021 年 7 月 9 日に当社は先方から各 TF 取引の明細を明らかにした区分経理表を受領いたしました。

#### (質問 8)

2020 年 3 月以降、Ovamba 社グループは何度も理由をつけて勝手に口座から資金を引き上げているが、なぜこれを止められなかったのか。これまでの Ovamba 社グループの対応を見ていればこのリスクは十分に考えられるにもかかわらず、何の手も打たなかったのは明らかにクラウドクレジット社の不手際ではないか。

#### (当社回答 8)

ご指摘のリスク発現を防ぐために当社では 2020 年前半にモーリシャスの裁判所に対して本件債務者の資産の仮差押えの申請を行うことを目指しておりました。しかしながら、モーリシャスにおける顧問弁護士より、その時点での状況および証跡のみでは、現地裁判所に対して本件債務者が資産を一方的に引き出してしまうリスクが一定以上高いことを証明するに至らないとの意見を取得いたしました。

本件債務者の資産を仮差押えできていない状態で訴訟に入ってしまった場合、訴訟プロセスの途上で、本件債務者が銀行口座内の資金全額をどこかに送金してしまい、当社が全く回収を行えなくなってしまうリスクが残ってしまうため、当社では先方と法廷外の交渉で資金の回収を目指す方針を選択いたしました。

一方で、2021 年 1 月、本件債務者が 2020 年 12 月までのいずれかの時点で約 104,500 ユーロの引き出しを行ったこと、また 2021 年 3 月以降、Ovamba 社グループ法務顧問からの返信が途絶えがちになったことから、当社では 2021 年 4 月に再びモーリシャスにおける当社の法務顧問に裁判所の仮差押え命令取得の可能性について確認を行い、2021 年 4 月時点の状況であれば仮差押え命令を取得できる可能性が高い旨の意見の取得を行いました。

しかしながら、2021 年 4 月時点では、当社は既に時間軸をより意識した回収方針をとる必要があったため、回収の時間軸を考慮したうえで、最終的には先方と法廷外での交渉による資金回収を引き続き目指すことといたしました。

その結果、2021 年 7 月、本件債務者は 420,548.93 ユーロを上回る部分の資金は銀行口座から引き出し、420,548.93 ユーロについては当社へ返済するかたちになりました。



### (質問9)

Ovamba 社の債務不履行等の理由により、投資家が損失を被ったが、これはクラウドクレジット社が原因であると認識しているか。また、クラウドクレジット社が原因である場合、投資家に対して損失補填や別の方法でお詫びすべきだと思うが、仮にこれができないのであれば理由を教えてください。

### (当社回答9)

対象ファンドにおいて大きな損失が生じた点につきましては、誠に遺憾であると認識しております。当社としては、対象ファンドの運営状況について問題点がなかったか、改めて調査・検討を行っており、これを踏まえて、当社のファンド運営におけるモニタリング・プロセスについてはさらに見直し、改善を進めております。他方、この調査・検討においては、今のところ、当社グループにおいて法令違反と評価し得るような行為は発見されておらず、そのため、法令上、お客様に対する損失補填を行うことは許容されていないものと考えております。

当該案件に関して、当社は、お客様からの苦情等のお申出に対して真摯に対応するよう努めます。なお、このほか、当社は、「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせんセンター」を通じての苦情の解決をはかることとしております。当該団体をご利用になる場合には以下の連絡先までお申出ください。

クラウドクレジット株式会社 お問い合わせ先

メール：[info@crowdcredit.jp](mailto:info@crowdcredit.jp)

TEL: 050-3032-2809 (平日：11:00～15:00)

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせんセンター

電話番号：0120-64-5005 (フリーダイヤル) 月～金 9：00～17：00 祝日等を除く

#### 会社概要 (クラウドクレジット株式会社)

【代表者】 杉山智行

【設立年月】 2013年1月

【資本金等】 3,148,886千円

【URL】 <https://crowdcredit.jp/>

第二種金融商品取引業

関東財務局長(金商)第2809号

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会 加入

#### 会社概要 (クラウドクレジット・ファンディング合同会社)

【代表社員】 クラウドクレジット株式会社

【設立年月】 2016年3月

【資本金】 1,000,000円

【住所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目8番1号



クラウドクレジット・ファンディング合同会社、エストニアグループ会社（Crowdcredit Estonia OÜ）およびクラウドクレジット株式会社（連結ベース）の主な経営・財務指標は以下のとおりです。

	資本金	総資産	総負債	純資産	売上高	営業損益	経常損益	当期純損益
クラウドクレジット・ファンディング合同会社 (2020年12月末現在・単位：千円)	1,000	15,432,291	15,448,532	△ 16,240	2,003,020	30	297	222
Crowdcredit Estonia OÜ (2020年12月末現在・単位：ユーロ)	5,000	111,679,233	111,003,700	675,533	15,131,472	△ 240,808	△ 19,557	△ 19,557
クラウドクレジット株式会社(連結ベース) (2020年12月末現在・単位：千円)	50,000	18,266,444	17,684,197	582,247	2,146,798	△ 434,008	△ 403,537	△ 455,279

※会計期間(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の金額を記載しております。